

桜ヶ丘コミュニティセンター運営協議会
コミュニティスタッフ(事務職員)募集要項

平成 29 年 1 月

桜ヶ丘コミュニティセンター運営協議会

多摩市桜ヶ丘 1 丁目 17 番地 7

Tel.042-338-7121

コミュニティセンターは、地域の方々が、その地域社会において多様な活動を通して、いきいきとした人間関係を築き、交流の輪を広げ、ふれあいをより豊かなものとするような交流の“場”となる施設です。日々の管理運営は、多摩市からの委託を受け、地域の住民有志のボランティア組織である桜ヶ丘コミュニティセンター運営協議会が行っています。当協議会は、出会いの場である「ゆう桜ヶ丘」がコミュニティ活動の拠点として役立つように、全員参加で、住民のための住民による開かれた運営を基本理念としており、1人でも多くの地域住民が、コミュニティセンターの運営に携わることを所期の目的としています。

このため、施設の日常的な管理運営や当協議会の事業・活動の実施に伴う補助的な業務等を行うコミュニティスタッフ（事務職員）を下記のとおり募集します。

記

- | | |
|------------|--|
| (1) 募集職名 | 桜ヶ丘コミュニティセンター運営協議会
コミュニティスタッフ（事務職員） |
| (2) 勤務場所 | 多摩市桜ヶ丘1丁目17番地7
多摩市立桜ヶ丘コミュニティセンター（ゆう桜ヶ丘） |
| (3) 採用予定人員 | 若干名（A班：一日勤務、B班：時間勤務、C班：夜間勤務） |
| (4) 雇用期間 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。
ただし、健康で、かつ、勤務成績が良好な者は、引き続き1年を単位として最高4回を限度に契約を更新することがある。 |
| (5) 職務内容 | <ol style="list-style-type: none">1. 当コミュニティセンターの日常的な管理運営業務2. 当協議会が指定する個別業務（おもに経理事務、管理事務、統計事務など）<ul style="list-style-type: none">➢ 一日勤務：Excel、Wordの基本的操作できる方。経理、簿記の経験あれば尚可➢ 時間勤務/夜間勤務：Excel、Wordの基本的操作できる方3. 当協議会の事業・活動の実施に係る補助的業務 |
| (6) 勤務時間 | <p>◆一日勤務（A班：受付業務、経理事務を担当）</p> <p>午前8時45分から午後4時45分まで
(うち休憩時間：午前11時45分から午後0時45分まで)</p> <p>◆時間勤務（B班：受付業務、管理事務を担当）</p> <p>第1組：午前8時45分から午後0時45分まで
第2組：午前11時45分から午後4時45分まで</p> <p>◆夜間勤務（C班：受付業務、館の運営に関する管理業務）</p> <p>午後4時45分から午後9時45分まで</p> |

(7) 勤務日 勤務日（勤務を要する日）及び勤務日以外の日（勤務を要しない日）は、年末年始（12月29日より1月3日までの6日間）及び定例休館日（毎月第1・3月曜日。ただし、スタッフ会議開催日は除く）を除き、1カ月を単位とした勤務表によるものとし、その周期及び所定労働日数は次表のとおりとする。

勤務形態	勤務の周期及び所定労働日数
一日勤務 (A班)	原則としてセンター開館日連続3日間を1周期とし、周期内に1日勤務する。 月1回休館日に開催するスタッフ会議等への出席を含め、月間11日前後の勤務とする。
時間勤務 (B班)	原則としてセンター開館日連続5日間を1周期とし、周期内に2日（第1組と第2組を交互に）勤務する。 月1回休館日に開催するスタッフ会議等への出席を含め、月間13日前後の勤務とする。
夜間勤務 (C班)	原則としてセンター開館日連続5日間を1周期とし、周期内に2日勤務する。 月1回休館日に開催するスタッフ会議等への出席を含め、月間13日前後の勤務とする。

(8) 休暇 当協議会就業規則の定めるところにより、年次有給休暇を付与する。

(9) 賃金・手当 基本給は時給とし、1時間につき950円とする。
夜間勤務者（午後4時45分から午後9時45分までの時間帯に勤務をした者）に対し、当協議会就業規則の定めるところにより、「夜間勤務手当」として、1時間につき100円を支給する。
また、超過勤務及び勤務を要しない日に勤務をした者については、当協議会就業規則の定めるところにより、「時間外勤務手当」を支給する。

なお、通勤費及び退職金は支給しない。

(10)賃金の支払 每月末日締切り、翌月15日払い（ただし、支給日が日曜日、土曜日、又は国民の祝日等に関する法律に規定する休日に当たる

場合は、休日等でない日に順次繰り上げた日）とする。

- (11)応募資格
- ① 当協議会の基本理念に賛同し、コミュニティセンターの運営に熱意を持ち、ボランティア活動への協力とそれに関わる人に理解があり、かつ、健康で人格円満な方。
 - ② 多摩市民（おもに地域住民）で、徒歩・自転車で通勤可能な方。
- (12)募集要綱
- 平成29年1月8日（日）～1月30日（月）受付にて配布
- (13)応募期間
- 平成28年1月15日（日）～平成28年1月31日（火）
午前10時00分から午後8時00分まで（但し休館日は除く）
- (14)応募方法
- 自筆の履歴書（当協議会指定様式に写真を貼付したもの）を封筒に入れ、封印し、直接本人が持参の上、受付まで提出のこと。
- (15)選考方法
- 書類審査及び面接等を行い、職務を遂行するために必要な能力、適性等を判定し、健康診断の結果に基づき採用する。
(但し、健康診断費用は、応募者本人の負担とする。)
- (16)面接予定日
- 平成29年2月8日（水）に当コミュニティセンターで実施予定。
なお、詳細については別途通知する。
なお、応募者多数の場合は、書類による第一次選考を実施することがある。第一次選考の結果については、面接日までに応募者全員に電話もしくは書面で通知する。
- (17)結果通知
- 平成29年2月20日（月）迄に書面による発送をもって応募者全員に通知する。この通知以外、結果についての問い合わせには一切応じません。
- (18)その他
- 採用にあたり事前研修があります。（概ね3日～5日間）
- (19)問い合わせ
- 桜ヶ丘コミュニティセンター運営協議会
多摩市桜ヶ丘1丁目17番地7
Tel. 042-338-7121

※応募、問い合わせ及び面接時に、車での来館はご遠慮下さい。

※本件に関する受付窓口及び電話の応対は、午前10時00分から午後8時00分までの間とさせていただきます。

以上

履歴書

平成 年 月 日現在

ふりがな	性別
氏名	印
生年月日 昭和 年 月 日 生 (満 歳)	
ふりがな	
現住所	〒
ふりがな	
連絡先 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	〒

写 真
(4×3cm)
正 面 脱 帽
上 半 身
3 カ月 以 内 に
撮 影 し た も の

免 許 ・ 資 格 等	取 得 年 月 日	免 訸 ・ 資 格 等 の 名 称

※右記より希望する勤務形態をご記入下さい。(複数希望可)

第一希望

第二希望

第三希望

※勤務形態

一日勤務 (A班)

時間勤務 (B班)

夜間勤務 (C班)

今までに地域コミュニティに関わりがあれば、それを具体的にお書き下さい。

応募の動機についてお書き下さい。

その他希望すること

趣味・特技(どんな小さなことでも構いません。)

パソコン操作に関するレベルも記入してください。)

性格 (自己評価で構いません。)

備考